

土地改良施設の予定管理方法

1. 管理者

本地区で造成する農業用施設は邑知潟土地改良区が譲与を受け、維持管理を行う。

2. 管理すべき施設の種類

県営土地改良総合整備事業の施行により生じる土地改良施設

3. 貯水、放流、取水又は排水に関する基本的事項

- (1) 工事完了後に引継をし、管理者が維持管理する。
- (2) 水害、損壊、その他当該土地改良施設の管理に支障のある事故が発生した時は、直ちに当該施設の保全のため必要な措置を講じる。

4. 管理に要する費用の概算及びその負担の方法

土地改良区が予算に補修等に必要な維持管理費などの経費を計上する。

5. その他管理方法に関する基本的事項

土地改良施設の管理については、石川県土地改良施設の管理及び処分に関する規則並びに石川県土地改良施設の管理及び処分に関する要綱に定めるところによる。

事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準書

1 事業費の負担区分の予定額

(1) 総事業費の予定額 4, 3 0 5, 0 0 0, 0 0 0 円

(2) 負担区分の予定額

(単位：千円)

区 分	負 担 額		比 率	
	工 事 費	工事雑費 事務費	工事費	工事雑費 事務費
国庫負担	2, 2 0 0, 0 0 0	0	5 5	0
県費負担	1, 0 0 0, 0 0 0	3 0 5, 0 0 0	2 5	1 0 0
地元負担	8 0 0, 0 0 0	0	2 0	0
計	4, 0 0 0, 0 0 0	3 0 5, 0 0 0	1 0 0	1 0 0

2. 地元負担予定額

(1) 地元負担予定総額 8 0 0, 0 0 0, 0 0 0 円

(2) 地元負担区分の予定額

(単位：千円)

区 分	負 担 額		備 考
	工 事 費	工事雑費 事務費	
羽 咋 市	3 8 4, 0 0 0	0	事業費の 9. 6 %
中能登町	1 6, 0 0 0	0	事業費の 0. 4 %
受 益 者	4 0 0, 0 0 0	0	事業費の 1 0. 0 %
計	8 0 0, 0 0 0	0	

3. 県営土地改良事業分担金徴収方法

邑知潟土地改良区が土地改良法 9 1 条第 5 項の規定により負担し、土地改良法第 3 条に規定する資格者から徴収する。

土地改良区（土地改良区連合）を設立すべきことを記載した書面

今回、県営土地改良事業（県営土地改良総合整備事業）の施行申請を行う、邑知潟地区については、当該事業の分担金の負担団体及び土地改良施設の管理団体につき、第一義的に邑知潟土地改良区があたるので、新たに土地改良法に定める土地改良区の設立は行わない。